

本文で使用する「沈着」の表現について

1 概要

第 167 回女川原子力発電所環境調査測定技術会において、資料－1－1 の 4 ページに記載の「現在推移している線量率には、福島第一原発事故により地表面等に沈着した人工放射性核種の影響が認められる。」という記載を使用し始めた時期と表現の妥当性について委員から質問があった。

当該記載は、令和元年 5 月開催の女川原子力発電所環境保全監視協議会における意見を受けて平成 30 年度第 4 四半期報から使用しており、詳細は以下のとおり。

2 当該箇所に関する記載内容の推移

(1) 平成 22 年度第 4 四半期報

震災が発生した平成 23 年 3 月 11 日までの測定結果については、線量率の変動は、降水等の気象条件の変動に伴うもので、女川原子力発電所に起因する線量率の異常な増加は認められなかった。

(2) 平成 23 年度第 1 四半期報～平成 24 年度第 3 四半期報

福島第一原発事故前と比較して高いレベルの線量率が観測されたが、その原因は同事故の影響によるものと考えられ、女川原子力発電所に起因する線量率の異常な増加は認められなかった。

- ・ (1) 及び (2) については、平成 23 年 3 月 11 日以降は欠測し、平成 23 年第 1 四半期報から測定を再開したことを反映したもの。

(3) 平成 24 年度第 4 四半期報～平成 28 年度第 4 四半期報

福島第一原発事故前と比較して線量率が高いレベルで推移しているが、その原因は同事故の影響によるものと考えられる。また、一時的な上昇も観測されているが、降水による天然放射性核種の降下の影響と考えられ、女川原子力発電所に起因する線量率の異常な増加は認められなかった。

- ・ 本記載については、(1) の記載にはあった気象条件による変動を説明するように変更したもの。

(4) 平成29年度第1四半期報～平成30年度第3四半期報

一時的な線量率の上昇が観測されているが、降水による天然放射性核種の降下等の影響と考えられ、女川原子力発電所に起因する異常な線量率の上昇は認められなかった。

- ・ 本記載については、検出器の下方を遮へいしていた鉛を取り外したことにより、福島第一原発事故前と比較できなくなったため、(3)の前半を削除したもの。

(5) 平成30年度第4四半期報～現在

現在推移している線量率には、福島第一原発事故により地表面等に沈着した人工放射性核種の影響が認められる。また、一時的な線量率の上昇が観測されているが、これは主に降水による天然放射性核種の降下の影響と考えられ、女川原子力発電所に起因する異常な線量率の上昇は認められなかった。

- ・ 本記載については、令和元年5月開催の女川原子力発電所環境保全監視協議会において、同協議会委員より、現在の線量率には福島第一原発事故の影響があることを示した方が良いとの意見があったことを受けて記載を修正したもの。

3 表現の妥当性

セシウム137等が地表面等に沈着することについては、平成18年に作成され国際原子力機関が著作権を持つ「チェルノブイリ原発事故による環境への影響とその修復：20年の経験」を平成25年に日本学術会議が翻訳した資料において「放射性核種の放出と地表への沈着」と記載があることや、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が毎年度作成している「原子力機構の研究開発成果」においても「土壌表面に沈着した放射性セシウム」と言及されていることから、適切な表現であると考えている。